

# 栄養士養成施設の 教員の資格要件について

平成31年3月

東北厚生局健康福祉部

健康福祉課

# (お願い) 指導調査時の準備資料について

指導調査を円滑に実施するため、日頃より以下の書類について整備保存をお願いいたします。

- 栄養士養成施設教員(専任、その他問わず)に関する学歴等の履歴書(例:個人調書)
- 栄養士養成施設教員に関する教育研究歴、実地指導歴、研究業績に関する書類(例:職務・研究業績調書)
- どの経歴及び業績をもって栄養士養成施設教員資格を満たすと判断したかの根拠

# (確認) 栄養士養成施設の教員要件①

※ 栄養士法施行規則第九条第六号

- 担当する教育内容に関する科目を学校教育法に基づく大学等において修めた者であって、卒業後5年以上、その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有するもの
- 若しくはこれと同等以上の能力があると認められる者
- 又は特殊な分野について教育上の能力があると認められる者

## (確認) 栄養士養成施設の教員要件②

- ①「教育内容に関する科目を学校教育法に基づく大学等において修めた者」
  - 「大学等」: 大学院、大学、短期大学を指す  
(栄養士養成施設であっても専修学校は不可)
  - 「修めた」: 最低1科目は関連科目を履修している必要がある

# (確認) 栄養士養成施設の教員要件③

## ②「教育研究に従事した経験を有する者」

- 「教育研究」: 大学、研究所等に5年以上従事し、**担当する教育内容**に関する教育研究の業績を有する者
- 「業績」: **担当する教育内容**に関する査読付きの学術論文、主要学会での活動等の近年の業績を有すること
- 「主要学会」: 日本学術会議協力学術研究団体がのぞましい。
- 「近年」: 原則5年以内とするが、過去に研究教育歴が1つあれば教員となる事自体は可能

※業績がない場合、教員要件は満たさない

※過去5年査読付の学術論文業績が無い場合、指導対象

# (確認) 栄養士養成施設の教員要件④

## ③「実地指導に従事した経験を有する者」

- **担当する教育内容**に関して、5年以上の管理的な立場での実務経験を有する者。
- 「管理的な立場」: 医療機関での栄養管理科(室)長や、行政機関での課(室)長又は補佐級の実務経験をさす。  
(「管理栄養士」としての実務経験ではない)
- 管理的な立場での実務経験が無い場合でも、5年以上の実務経験を有し、かつ当該内容に関する近年の業績を有する者も可能。

※実務経験の内容が担当する教育内容を含む必要がある。

※教育研究歴と実地指導歴は通算することが可能。

# (確認) 栄養士養成施設の教員要件⑤

## ④「これと同等以上の能力があると認められる者」

- 外国の大学において当該教育内容に関する科目を修めて卒業した後、5年以上の教育研究又は実地指導歴を有する者
- 大学設置審議会において当該教育内容を担当する教授、准教授、講師若しくは助教として適当と認められた者
- 大学以外の養成施設を卒業した者であって、管理栄養士の免許を受けた後、5年以上その担当する教育内容に関し教育研究若しくは実地指導に従事した経験を有する者

# (確認) 栄養士養成施設の教員要件⑥

⑤「特殊な分野について教育上の能力があると認められる者」

- 個別に判断します。



# (確認) 栄養士養成施設の助手要件

- 大学等においてその担当する教育内容に関する科目を修めて卒業した者
- 又はこれと同等以上の能力があると認められる者
- 「同等以上の能力」: 大学以外の養成施設を卒業した者であって、管理栄養士の免許を受けた者を含む

※栄養士法上の「助手」は大学設置基準上の「助教」とは異なり、「助手」は授業を担当できません。（「助教」が「助手」をする場合と「教員」をする場合を区別してください）

# 参考法令等

- 栄養士法施行規則(昭和二十三年一月一六日 厚生省令第二号) 第九条第六号
- 栄養士養成施設指導要領(平成13年9月21日健発第936号) 第6の6
- 「栄養士養成施設指導要領に関する疑義について」(平成22年3月31日 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室栄養管理係長発 事務連絡)「2 教員要件について」

よろしくお願いいいたします。